

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構（非特定）

所在地 茨城県つくば市観音台 3-1-1

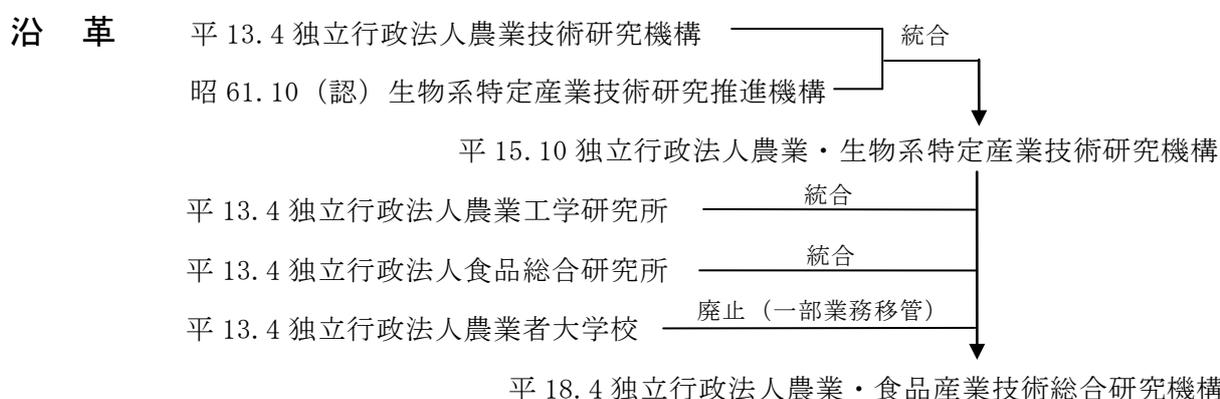
電話番号 029-838-8998 郵便番号 305-8517

ホームページ <http://www.naro.affrc.go.jp/>

根拠法 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）

主務府省 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課、大臣官房文書課（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 18 年 4 月 1 日



目的 1. 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2. 1のほか、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

業務の範囲 1. 目的 1 を達成するため、次の業務を行う。

- ① 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。
- ② ①に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び

食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（２に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。③家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。④試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。⑤生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。⑥生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（⑤に掲げる業務に該当するものを除く。）。⑦政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。⑧生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。⑨生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。⑩近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。⑪ ①から⑩までの業務に附帯する業務を行うこと。

２．目的２を達成するため、農業機械化促進法第 16 条第 1 項に規定する業務を行う。

（業務の特例） 1 及び 2 のほか、次の業務を行う。

①政令で指定する日までの間、改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第 13 条第 1 項第 4 号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。②同号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。③①及び②の業務に附帯する業務を行うことができる。

財務及び予算の状況

<資本金> 316,699 百万円

<国有財産の無償使用> なし

< 予算計画 >

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成 23～27 年度)	平成 25 年度予算
収 入	前年度からの繰越金	—	2,349
	運営費交付金	222,350	38,010
	施設整備費補助金	6,130	10,320
	出資金	701	0
	業務収入	853	118
	貸付回収金等	92	44
	受託収入	31,895	6,316
	諸収入	2,774	505
	計	264,796	57,664
支 出	業務経費	81,178	13,041
	施設整備費	6,130	10,320
	受託経費	31,895	6,316
	一般管理費	11,859	2,298
	人件費	132,902	24,373
	翌年度への繰越金		1,197
	計	263,965	57,545

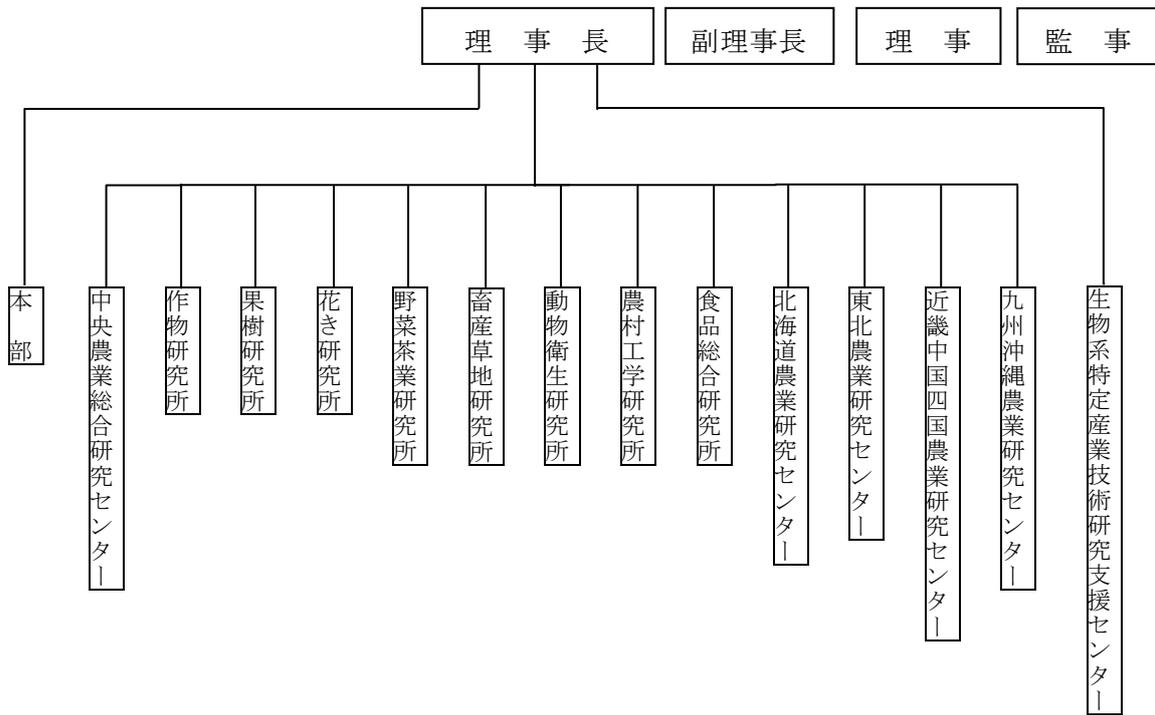
< 短期借入金の限度額 >	農業技術研究業務勘定	4,300 百万円
	基礎的研究業務勘定	1,500 百万円
	民間研究促進業務勘定	100 百万円
	特例業務勘定	100 百万円
	農業機械化促進業務勘定	200 百万円

組織の概要

< 役員 > (理事長・定数 1 人・任期 4 年) 堀江 武 (副理事長・定数 1 人・任期 4 年) 米山 忠克 (理事・定数 10 人・任期 2 年) 大山 誠一郎、浅田 雅昌、佐藤 洋、井邊 時雄、寺島 一男、長谷川 美典、土肥 宏志、大谷 敏郎、大川 安信、月山 光夫 (監事・定数 3 人・任期 2 年) 前島 宏敏、臼 杵 徳一、小林 健一

< 職員数 > 4,370 人 (常勤職員 2,671 人、非常勤職員 1,699 人)

<組織図>



中期目標

第1 中期目標の期間

研究機構の中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費の削減

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

(2) 契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、契約の適正化を進めるとともに、経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。

2. 評価・点検の実施と反映

運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。

研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定する。選定に当たっては、数値目標を設定して取り組む。「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。

さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。

3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

中期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。

(2) 研究施設・設備

研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

(3) 組織

中期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。

このほか、主要な研究拠点とは別に運営している小規模な研究拠点のうち、前中期目標期間における検討において組織を見直すこととした拠点については、計画に基づき、地元の理解を得つつ再編・統合を行うとともに、その他の研究拠点についても、重点的な研究を推進していく上で、業務内容などを再検証し、地元の意向も考慮しつつ、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、統廃合も含めた組織の見直しを進める。

また、生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所及び産学官連携センター東京リエゾンオフィスについては、平成23年度中に東京23区外へ移転する。

(4) 職員の資質向上と人材育成

研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局、公立試験研究機関等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。

4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。

総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。

現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。

また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。

5. 産学官連携、協力の促進・強化

食料・農業・農村に関する技術の研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。また、他産業との連携に留意しつつ、研究成果の普及・産業化を円滑に進めるための産学官連携及び成果普及活動を一体的に推進する。

さらに、地方自治体、農業者・関係団体、他府省関係機関、大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために国が行う環境の構築に協力する。

加えて、生物系特定産業技術に関する研究の高度化や農業機械化の促進に関する産学官連携の拠点としての機能を発揮する。

このような取組により、研究機構全体が、産学官連携の拠点としての役割を果たすものとする。

6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化

食料・農業・農村に関する技術の研究開発を効率的かつ効果的に推進するため、国民への食料の安定供給及び我が国が果たすべき国際的責務を考慮し、海外機関、国際機関等との連携を積極的に推進する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 試験及び研究並びに調査

(1) 研究の重点化及び推進方向

「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後8年程度を見通した「農林水産研究における原発事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。

我が国の気象・土壌条件は変化に富み、農業を取り巻く社会的・経済的条件も地域により多様なことから、これらの研究については、地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、関連する研究分野・機関との連携・協力の下で効率的に推進する。

また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。

これらのことを実現するため、「別添1」に示した研究を進める。

なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。

(2) 行政ニーズへの機動的対応

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。

2. 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授

平成20年度に開始した農業者大学校の教育は、平成23年度末をもって終了するものとする。

なお、在学生に対しては、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき人材の育成に向けて、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とする教育を引き続き実施し、卒業生の就農の確保に努めるものとする。

3. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

(1) 基礎的研究業務の実施

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国の施策を実現する方策の一つとして、生物系特定産業技術に関する基礎的な研究開発を促進する。

具体的には、

- ア 生物の持つ様々な機能を高度に利用した技術革新や新産業を創出するための基礎的・独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給、地球規模の食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物系特定産業技術に関する新たな技術シーズを開発するための基礎的な試験研究等を推進する。
- イ 様々な分野からの人材、研究手法、技術シーズ等の活用を通じて、生物系特定産業の実用技術の開発に向けて発展させることを目的として、産学官が連携して行う試験研究等を推進する。
- ウ あわせて、これらの研究成果について、民間等における利活用及び普及を図る。

(2) 課題の採択及び評価の実施

- ア 競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、課題の採択、単年度評価及び中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて、質の高い研究成果が得られるよう努める。その際、研究論文発表数及び特許等出願数について数値目標を設定して取り組む。中間評価については、その結果を質の高い課題の研究規模や当該課題への資金配分等に反映させる。
また、応用段階の研究の成果を実用化の観点から評価し選抜する仕組みを導入することにより、段階的競争選抜の導入拡大に取り組む。
- イ 評価の公正性・透明性を一層確保するため、採択プロセスの可視化、客観性の高い評価指標の設定及び外部の幅広い分野の専門家・有識者による厳格な評価を行うとともに、平成23年度の新規採択から、基礎的研究業務に係る研究資金の本機構への配分は行わない。また、評価内容については、できるだけ定量的手法を用いて、評価体制とともに国民に分かりやすい形で情報提供を行う。特に、研究委託期間終了時においては、数値化された指標を用いた終了時評価を実施した上で、その評価結果を公表する。
- ウ 研究成果については、研究論文発表のほか、できるだけ定量的手法を用いて、国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

(3) 研究成果の把握・追跡調査の実施

実用につながる研究成果を確保するため、研究期間終了後、一定期間を経過した時点において、追跡調査を実施し、研究成果の社会的・産業的な波及効果又は学術的な深化を把握し分析する。加えて、研究期間終了後から追跡調査を実施するまでの間、研究成果の活用状況を把握する。

(4) 制度評価の実施

事業の制度・運営の改善を図るため、外部の幅広い分野の専門家・有識者による制度評価を実施する。

(5) 他府省との連携

科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により平成22年7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」（費目構成の統一化など）に的確に対応する。

4. 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援

(1) 民間研究促進業務に係る委託事業

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大等による活力ある農山漁村の再生に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託する事業を行う。

なお、新規案件の募集・採択は停止し、既存採択案件について確実な売上納付を促進する。

ア 採択案件の研究開発実施期間中においては、有識者及びベンチャー企業への投資経験等を有する外部専門家（以下「有識者等」という。）により適切な手法で年次評価を行い、その結果を基に、採択案件の見直し等を行う。特に、評価結果が一定水準に満たない案件については、原則として、当該案件の研究開発を中止する。

イ 委託期間終了時に、有識者等による数値化された指標を用いた終了時評価を実施するとともに、その評価結果を公表する。

ウ 年次評価・終了時評価において、研究結果等を踏まえた売上納付額の見通しを立てるとともに、計画額からの変動要因の分析を行う。

エ 事業化の実施状況、売上納付の算出根拠等に係る調査の実施内容、方法等を具体的に定め、有識者等の指導の下、定期的に追跡調査を実施する。また、当該調査の結果を踏まえ、研究開発成果を基礎とした経済・社会への貢献・影響について定量的な手法を含めた評価を行うとともに、確実な売上納付の促進を図る。

オ 委託事業における日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の適用比率を、委託先の事情により適用できない場合等を除き、100%とし、研究開発成果の知的財産の創出や製品化を促進するとともに、製品化に伴う売上納付の確保に努める。

カ 採択案件の研究開発成果について、分かりやすく加工し、ホームページ等において積極的な広報を行う。また、日本版バイ・ドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、事業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

(2) 民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

民間研究開発の支援等により産学官の連携を推進するため、共同研究のあっせん・相談活動の実施、情報交流の場の提供、生物系特定産業技術に関する情報の収集・整理・提供等の業務を実施する。その際、共同研究のあっせん・相談活動等については、数値目標を設定して取り組む。

(3) 特例業務の適正な実施

本業務については、特定関連会社の株式の処分が前倒しで可能となる場合には、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

なお、本業務の廃止までの間、出資事業については、株式処分による資金回収の最大化を図るために必要な措置を講じ、繰越欠損金の圧縮を図るとともに、融資事業については、貸付先の債権の管理・保全を適切に行い、貸付金の回収を確実にを行う。

5. 農業機械化の促進に関する業務の推進

農業機械化の促進に資するため、「食料・農業・農村基本計画」及び「農林水産研究基本計画」の

実現を目指し、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づき、農業機械に関する試験研究や検査・鑑定等の業務を総合的かつ効率的に実施する。

（１）研究の重点化及び推進方向

農業機械化促進法に基づく「高性能農業機械の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、同法第 2 条第 5 項に規定する高性能農業機械等の試験研究とこれに資する基礎的研究及び基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。

なお、研究の推進に当たっては、生産現場への普及が見込まれる課題に重点化するとともに、研究評価を適切に実施し、その評価結果及び研究成果については、できるだけ定量的手法も用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

これらのことを実現するため、「別添 2」に示した研究を進める。

（２）行政ニーズへの機動的対応

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。

（３）効率的かつ効果的な研究開発を進めるための配慮事項

高性能農業機械等の試験研究を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。

開発された機械が、最終的に、農業生産現場に普及し、農業生産性の向上、作業負担の軽減等が図られるよう、研究テーマについては、民間企業、都道府県、大学等の役割分担を踏まえつつ、その採択に係る事前審査及び中間審査を強化するとともに、開発意欲の高い民間企業と共同研究を行うことにより、農業政策上緊急的に措置が必要なもの及び実現可能性が高いものに特化する。

（４）農業機械の検査・鑑定

ア 農作業の安全性の確保や環境保全に資するため、農業機械の安全性や環境性能の向上に向けた検査・鑑定内容の充実を図る。

特に、安全性確保の観点からは、検査・鑑定の実施を基に、安全性向上に向けた農業機械の開発・改良を促進するとともに、農作業事故の防止に関する開発・改良研究の成果等も活用し、農作業の安全に関する情報等を積極的かつ効果的に発信する。

また、環境配慮の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。

イ 申請者の利便性の更なる向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等を進め、検査・鑑定の実施から成績書提出までの期間の短縮に努める。また、受益者負担の拡大を図るため、手数料の見直しを行う。

ウ このほか、農業機械の検査・鑑定の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じ幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は、高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。

6. 行政部局との連携

（１）行政部局との連携の強化

研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連

携状況を毎年度点検する。

また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局との連携会議や各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。

(2) 災害対策基本法、国民保護法等に基づく技術支援

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成 16 年法律第 112 号）に基づく初動時の対応、二次災害防止等の技術支援を行うほか、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づく農産物・食品の安全及び消費者の信頼確保に向けての技術支援、人獣共通感染症、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）等に規定される監視伝染病等の防除技術支援により、行政に貢献する。

7. 研究成果の公表、普及の促進

(1) 国民との双方向コミュニケーションの確保

国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、食料・農業・農村に関する技術の研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究機構及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。

特に、農産物・食品の安全性や新技術を活用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。

(2) 成果の利活用の促進

新たな知見・技術の PR や普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者と関連部門はこれらの活動の促進に努める。

このため、今中期目標期間中に得られる研究成果に、前中期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的な研究成果の普及と利活用を促進する。

また、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下に普及事業等を効果的に活用し、研究成果の現場への迅速な技術移転を図る。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の公表については、数値目標を設定して取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略（平成 19 年 3 月 22 日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾並びに新品種の登録出願及び利用許諾については、数値目標を設定して取り組む。

8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定の実施

行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等の開催

行政・普及部局、各種団体、農業者等を対象とした講習会・研修会の開催、国公立機関、産業界、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等に積極的に取り組む。その際、各講習等について有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。

(3) 国際機関、学会等への協力

国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。

(4) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布

家畜防疫、動物検疫の円滑な実施に寄与するため、民間では供給困難であり、かつ、我が国の畜産振興上必要不可欠な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行う。

(5) 外部精度管理用試料の配布及び解析、標準物質の製造及び頒布

外部精度管理用の試料を調製し、国内外の分析機関に配布するとともに、その分析結果を統計的に解析して通知する。また、適切に含有値が付けられた標準物質を製造し頒布する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1. 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3. 自己収入の確保

受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。

4. 保有資産の処分

施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する計画

(1) 人員計画

期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。

2. 法令遵守など内部統制の充実・強化

研究機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、研究機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。

さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3. 環境対策・安全管理の推進

研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。

(法人単位)

【農業・食品産業技術総合研究機構】

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		8,603,896,299	
有価証券		1,992,440,000	
たな卸資産		70,994,850	
前渡金		13,730,729	
前払費用		223,341,300	
未収収益		27,318,528	
一年以内回収予定長期貸付金		2,100,000	
未収金	825,132,271		
貸倒引当金	<u>4,327,289</u>	820,804,982	
未収還付消費税等		1,488,337	
その他流動資産		<u>1,325,315</u>	
流動資産合計			11,757,440,340

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	90,948,006,163		
減価償却累計額	35,660,012,574		
減損損失累計額	<u>123,001,570</u>	55,164,992,019	
構築物	16,949,042,091		
減価償却累計額	9,527,170,352		
減損損失累計額	<u>22,159,452</u>	7,399,712,287	
機械装置	5,349,570,321		
減価償却累計額	<u>3,923,152,568</u>	1,426,417,753	
車両運搬具	729,886,465		
減価償却累計額	<u>656,155,617</u>	73,730,848	
工具器具備品	27,607,991,246		
減価償却累計額	23,436,431,283		
減損損失累計額	<u>44,111,311</u>	4,127,448,652	
土地	191,871,316,285		
減損損失累計額	<u>77,966,060</u>	191,793,350,225	
建設仮勘定		277,849,360	
その他の有形固定資産		<u>1,493,709,078</u>	
有形固定資産合計		261,757,210,222	

2 無形固定資産

特許権		248,041,150	
育成者権		1,580,288	
実用新案権		200,228	
商標権		429,526	
意匠権		229,757	
ソフトウェア		135,902,539	
水道施設利用権		29,802	
電話加入権		18,128,250	
工業所有権仮勘定		<u>263,590,158</u>	
無形固定資産合計		668,131,698	

3 投資その他の資産

投資有価証券		7,383,080,630	
関係会社株式		419,989,278	
長期貸付金		700,000	
長期前払費用		35,344,504	
長期預金		150,000,000	
預託金		883,330,420	
その他の資産		<u>2,000</u>	
投資その他の資産合計		<u>8,872,446,832</u>	

固定資産合計

資産合計

271,297,788,752

283,055,229,092

(法人単位)

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務	4,738,408,075	
未払金	3,545,164,151	
未払費用	188,085,543	
未払法人税等	74,386,000	
未払消費税等	1,436,800	
リース債務	134,995,200	
前受金	27,103,302	
預り金	301,888,710	
賞与引当金	4,836,009	
流動負債合計		9,016,303,790

II 固定負債

リース債務	194,189,170	
資産見返負債		
資産見返運営費交付金	8,282,522,617	
資産見返補助金等	805,701,177	
資産見返寄附金	117,452,683	
資産見返物品受贈額	7,223,799	
建設仮勘定見返運営費交付金	64,027,520	
建設仮勘定見返施設費	138,048,488	
建設仮勘定見返補助金等	19,421,850	
工業所有権仮勘定見返運営費交付金	260,139,185	9,694,537,319
退職給付引当金		1,191,522
固定負債合計		9,889,918,011
負債合計		18,906,221,801

純資産の部

I 資本金

政府出資金	312,497,365,724	
地方公共団体出資金	4,000,000	
その他出資金	4,197,180,000	
資本金合計		316,698,545,724

II 資本剰余金

資本剰余金	20,933,255,305	
損益外減価償却累計額(一)	-44,992,750,380	
損益外減損損失累計額(一)	-266,256,167	
資本剰余金合計		-24,325,751,242

III 繰越欠損金

繰越欠損金		-28,223,787,191
純資産合計		264,149,007,291
負債純資産合計		<u>283,055,229,092</u>

(法人単位)

損益計算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

経常費用

農業技術研究業務費

給与、賞与及び諸手当	16,221,992,157	
法定福利費・福利厚生費	2,418,619,477	
退職金	1,724,964,558	
その他人件費	2,217,646,939	
外部委託費	444,179,987	
研究材料消耗品費	3,271,482,422	
支払リース料・賃借料	249,635,730	
減価償却費	2,505,943,215	
保守・修繕費	2,067,717,865	
旅費交通費	946,741,546	
水道光熱費	2,061,345,210	
図書印刷費	456,144,586	
雑費	837,242,355	35,423,656,047

基礎的研究業務費

給与、賞与及び諸手当	67,332,777	
法定福利費・福利厚生費	26,094,893	
退職金	46,947,360	
その他人件費	110,060,709	
外部委託費	3,548,283,950	
研究材料消耗品費	918,022	
支払リース料・賃借料	40,003	
減価償却費	404,610,915	
保守・修繕費	2,095,620	
旅費交通費	10,502,710	
図書印刷費	1,172,550	
雑費	27,976,010	4,246,035,519

民間委託研究業務費

給与、賞与及び諸手当	20,132,773	
賞与引当金繰入	1,356,149	
法定福利費・福利厚生費	3,215,829	
その他人件費	4,559,328	
外部委託費	197,872,980	
支払リース料・賃借料	40,001	
保守・修繕費	181,016	
旅費交通費	2,183,040	
図書印刷費	24,000	
貸倒引当金繰入	4,327,289	
雑費	2,032,371	235,924,776

研究支援業務費

給与、賞与及び諸手当	5,073,950	
賞与引当金繰入	325,545	
法定福利費・福利厚生費	851,741	
旅費交通費	28,580	
図書印刷費	156,135	
雑費	272,252	6,708,203

農業機械化促進研究業務費

給与、賞与及び諸手当	403,946,718	
法定福利費・福利厚生費	74,139,361	
その他人件費	161,659,676	
外部委託費	63,529,295	
研究材料消耗品費	118,852,408	
支払リース料・賃借料	6,113,596	
減価償却費	80,786,030	
試作機器	248,741,921	
保守・修繕費	47,123,523	
旅費交通費	63,249,111	
水道光熱費	27,991,208	
図書印刷費	13,931,464	
雑費	19,220,499	1,329,284,810

(法人単位)

(単位:円)

検査鑑定業務費			
給与、賞与及び諸手当	81,586,326		
法定福利費・福利厚生費	12,034,961		
退職金	34,341,288		
その他人件費	4,117,678		
外部委託費	71,830		
研究材料消耗品費	30,155		
支払リース料・賃借料	275,625		
保守・修繕費	2,330,626		
旅費交通費	2,388,902		
水道光熱費	1,486,098		
図書印刷費	275,465		
雑費	538,944	139,477,898	
出融資業務費			
給与、賞与及び諸手当	1,983,213		
賞与引当金繰入	144,285		
法定福利費・福利厚生費	269,592		
外部委託費	129,680		
旅費交通費	24,140		
雑費	18,731	2,569,641	
関係会社株式評価損			713,893
一般管理費			
役員報酬	190,864,316		
給与、賞与及び諸手当	2,215,488,647		
賞与引当金繰入	3,010,030		
法定福利費・福利厚生費	480,219,185		
退職金	50,492,720		
退職給付引当金繰入	359,345		
その他人件費	255,767,767		
外部委託費	970,046		
消耗品費	123,993,441		
支払リース料・賃借料	17,965,227		
減価償却費	88,656,846		
保守・修繕費	329,199,033		
旅費交通費	48,662,352		
水道光熱費	188,926,950		
図書印刷費	19,833,457		
租税公課	49,263,991		
雑費	213,123,744	4,276,797,097	
財務費用			
支払利息		7,338,148	
経常費用合計			45,668,506,032
経常収益			
運営費交付金収益		38,262,594,027	
民間委託研究事業収入		7,072,145	
委託費返還金収入		166,216,517	
出融資事業収入		235,653	
研究支援事業収入		514,500	
事業収益		346,805,035	
受託収入			
政府等受託収入	3,180,909,142		
その他受託収入	675,884,326	3,856,793,468	
補助金等収益		52,240,428	
寄附金収益		38,120,737	
資産見返負債戻入		2,324,076,159	
財務収益			
受取利息	21,032,176		
有価証券利息	182,396,104	203,428,280	
物品受贈益		29,707,389	
雑益		139,394,042	
経常収益合計			45,427,198,380
経常損失			241,307,652

(法人単位)

(単位:円)

臨時損失		
固定資産除却損	279,108,377	
固定資産売却損	1,038,234	
国庫納付金	2,301,232	
その他臨時損失	39,955,321	
臨時損失合計	<u>322,403,164</u>	
臨時利益		
過年度委託事業費返還金	2,301,232	
固定資産売却益	3,290,654	
資産見返負債戻入	261,895,655	
還付消費税等	1,488,337	
貸倒引当金戻入益	41,000	
その他臨時利益	29,293,334	
臨時利益合計	<u>298,310,212</u>	
税引前当期純損失		<u>265,400,604</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>74,386,000</u>
当期純損失		339,786,604
前中期目標期間繰越積立金取崩額		<u>562,448,324</u>
当期総利益		<u><u>222,661,720</u></u>